

特定小売供給約款変更届出書

令和元年8月28日

四国電力株式会社

特定小売供給約款変更届出書

営 推 発 第 13 号
令和元年 8 月 28 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 7 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令和元年 10 月 1 日

別 紙

特 定 小 売 供 給 約 款

令和元年 1 0 月 1 日 実施

四国電力株式会社

特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 単 位	7
12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	8
14	契 約 種 別	8
15	定 額 電 灯	8
16	従 量 電 灯	11
17	臨 時 電 灯	15
18	公 衆 街 路 灯	18

19	低 圧 電 力	23
20	臨 時 電 力	26
21	農 事 用 電 力	28
IV	料金の算定および支払い	30
22	料金の適用開始の時期	30
23	検 針 日	30
24	料金の算定期間	31
25	使用電力量の計量	31
26	料 金 の 算 定	33
27	日 割 計 算	33
28	料金の支払義務および支払期日	34
29	料金その他の支払方法	36
30	延 滞 利 息	37
31	保 証 金	38
V	使用および供給	40
32	適正契約の保持	40
33	力 率 の 保 持	40
34	需要場所への立入りによる業務の実施	40
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	41
36	供 給 の 停 止	42
37	供給停止の解除	43
38	供給停止期間中の料金	43
39	違 約 金	43
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	44
41	制限または中止の料金割引	44

42	損害賠償の免責	45
43	設備の賠償	46
VI	契約の変更および終了	47
44	需給契約の変更	47
45	名義の変更	47
46	需給契約の廃止	47
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う 料金および工事費の精算	48
48	解約等	50
49	需給契約消滅後の債権債務関係	50
VII	供給方法および工事	51
50	需給地点および施設	51
51	架空引込線	52
52	地中引込線	53
53	接続引込線等	54
54	中高層集合住宅等への供給方法	55
55	引込線の接続	55
56	計量器等の取付け	55
57	専用供給設備	56
VIII	工事費の負担	58
58	一般供給設備の工事費負担金	58
59	特別供給設備の工事費負担金	60
60	供給設備を変更する場合の工事費負担金	61

61	特別供給設備等の工事費の算定	61
62	工事費負担金の申受けおよび精算	63
63	臨時工事費	64
64	需給開始に至らないで需給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け	65
IX	保 安	66
65	保安の責任	66
66	調 査	66
67	調査等の委託	66
68	調査に対するお客さまの協力	67
69	保安に対するお客さまの協力	67
70	検査または工事の受託	67
71	自家用電気工作物	68
附	則	69
別	表	82

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の

低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日か

ら翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客様の需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立

した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。

なお，(ロ)の場合には，共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(イ) 各部分の間に共用する部分がないこと。

(ロ) 各部分の所有者が異なること。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を1需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において，次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は，2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別，臨時電力，農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
		C
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	71円50銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	95円70銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	144円10銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	240円90銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	337円70銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	530円20銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	265円10銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	248円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	387円20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	193円60銭

(5) そ の 他

当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従 量 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	411円40銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円37銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円99銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円50銭

ホ そ の 他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従 量 電 灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電

流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374円00銭
---------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円97銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	22円50銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25円42銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円70銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円40銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円40銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	154円00銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154円00銭

ニ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによっ

て算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	575円30銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	33円55銭

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	412円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円96銭
------------	--------

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	66円00銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの 1 灯につき	92円40銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	139円70銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	233円20銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	326円70銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	512円60銭
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	256円30銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- ｃ 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	239円80銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	374円00銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	187円00銭

ハ そ の 他

- （イ） 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。
- （ロ） その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

（２） 公衆街路灯Ｂ

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- （イ） 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトア

ンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	381円70銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19円78銭

ハ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯 C

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	335円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17円06銭
------------	--------

ニ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される

最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料

価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,116 円 50 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	15 円 80 銭	14 円 36 銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付け

であるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料

価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	163円90銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	748円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	11円69銭	10円63銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとされない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで
の期間が短い場合

ロ 非常変災等の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわ

ない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき

期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）（4）の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）（5）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（2） 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

（3） 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（4） 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（5） 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（6）の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（6） 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合に

は、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 9（日割計算の基本算式）

(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて

別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する

検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日と

いたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は，料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は，料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)

にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される

地方消費税に相当する金額をいいます。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過し

てなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 69（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または 48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものいたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたが，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたと

き。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、すみやかに（次の場合を除きます。）電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 営業時間外の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが 36（供給の停止）(3) ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最

低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割 引 率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由

によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容

量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料

金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地 中 引 込 線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量がで

き、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で利用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。
- (6) 16（従量電灯）(1)ホによって取り付ける装置については、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。この場合、その取付位置は、原則として屋外とし、取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

57 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として

施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧のしゃ断器までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。
- イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。
- ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

58 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で，当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,410円
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,280円

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ 2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる 1 申込みとみなして算定いたします。この場

合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数に乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

= 架空配電設備の工事こう長 -

$$\left(\begin{array}{cc} \text{地中配電設備} & - & \text{地中配電設備} \\ \text{の無償こう長} & & \text{の工事こう長} \end{array} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工 事 こ う 長

別表 10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電

設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (7) VIII（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合は、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯、従量電灯A、臨時電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Aおよび公衆街路灯Bの場合の負荷設備の総容量

ロ 契約容量

ハ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

59 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

- (1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を
施設する場合

また、この場合も 58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (2) 57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、57（専用供給設備）(2)によるものといたします。

60 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）または 56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

61 特別供給設備等の工事費の算定

59（特別供給設備の工事費負担金）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、63（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 59（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を 58（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 58（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

62 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 58（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 59（特別供給設備の工事費負担金）（58〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
- (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

63 臨時工事費

- (1) 17（臨時電灯）または 20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、58（一般供給設備の工事費負担金）、59（特別供給設備の工事費負担金）および 60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置

し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

- (4) 臨時工事費の精算は、62（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

Ⅸ 保 安

65 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

66 調 査

- (1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

67 調査等の委託

- (1) 当社は、66（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

68 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、66（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

69 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

70 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽

易なものについては、無料とすることがあります。

- (3) お客様は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

71 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 66（調査）
- (2) 67（調査等の委託）
- (3) 68（調査に対するお客様の協力）
- (4) 70（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和元年10月 1 日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める 1 構内または 8（需要場所）(2)に定める 1 建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1 原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第 2 項に定める 2 のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更され

るときを除きます。)で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または 59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

4 料金（口座振替割引契約）についての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで，お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。

(2) 契約の成立

口座振替割引契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料金

イ 各月の料金は，次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定さ

れた金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額

－ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
として算定された金額

ロ 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

- (イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が、(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金
 - (ロ) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、(4)イ(イ)によって支払われない場合のその1月の料金
 - (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金
- (4) 料金の支払方法等

料金の支払方法等は、次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

イ 料金の支払方法

- (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。
- (ロ) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。

ロ 料金の振替結果のお知らせ

- (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。

(ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。

(5) そ の 他

口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。

5 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりと

いたします。

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最初の30日まで	3,848円90銭	5,482円40銭	8,705円40銭	11,948円20銭	3,117円40銭
30日をこえる 1日につき	29円70銭	45円10銭	97円90銭	148円50銭	53円90銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	32銭2厘	64銭4厘	1円28銭8厘	1円93銭2厘	64銭4厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7 この供給約款の実施にともなう切替措置

Ⅷ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（60〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が令和元年10月1日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。

8 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

- (1) Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については、15（定額電灯）(4)、16（従量電灯）(1)ニもしくは(2)ホ、17（臨時電灯）(1)ハ、(2)ロもしくは(3)ロ、18（公衆街路灯）(1)ロ、(2)ロもしくは(3)ハ、19（低圧電力）(5)、20（臨時電力）(3)または 21（農事用電力）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 定 額 電 灯

(イ) 需 要 家 料 金

1 契約につき	70円20銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

10ワットまでの 1 灯につき	93円96銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	141円48銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	236円52銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	331円56銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	520円56銭
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	260円28銭

(ハ) 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	244円08銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	380円16銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	190円08銭

ロ 従 量 電 灯

(イ) 従 量 電 灯 A

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	403円92銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20円00銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円50銭
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29円95銭

(ロ) 従 量 電 灯 B

a 基 本 料 金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	367円20銭
---------------------	---------

b 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円66銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円09銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円96銭

ハ 臨時電灯

(イ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円12銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円12銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	151円20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	151円20銭

(ロ) 臨時電灯 B

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	564円84銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	32円94銭

(ハ) 臨時電灯 C

a 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	405円00銭
-------------------	---------

b 電力量料金

1キロワット時につき	27円45銭
------------	--------

ニ 公衆街路灯

(イ) 公衆街路灯 A

a 需要家料金

1契約につき	64円80銭
--------	--------

b 電 灯 料 金

10ワットまでの1灯につき	90円72銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	137円16銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	228円96銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	320円76銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	503円28銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	251円64銭

c 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	235円44銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	367円20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	183円60銭

(ロ) 公衆街路灯B

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円76銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円42銭

(ハ) 公衆街路灯C

a 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	329円40銭
-------------------	---------

b 電力量料金

1キロワット時につき	16円75銭
------------	--------

ホ 低 圧 電 力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,096円20銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円51銭	14円09銭

へ 臨時電力（定額制供給の場合）

契約電力1キロワット1日につき	160円92銭
-----------------	---------

ト 農事用電力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	734円40銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円48銭	10円43銭

- (2) 附則4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）の口座振替割引額については、附則4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）(3)ロにかかわらず、次のとおりといたします。

1契約につき	54円00銭
--------	--------

- (3) 附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の料金率および基準単価については、附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 料 金 率

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最初の30日まで	3,778円92銭	5,382円72銭	8,547円12銭	11,730円96銭	3,060円72銭
30日をこえる 1日につき	29円16銭	44円28銭	96円12銭	145円80銭	52円92銭

ロ 基準単価

契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	31銭6厘	63銭2厘	1円26銭5厘	1円89銭6厘	63銭2厘

- (4) 別表 2（燃料費調整）(2)の基準単価については，別表 2（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	74銭6厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円49銭4厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円98銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4円48銭0厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7円46銭7厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	3円73銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円23銭0厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4円46銭0厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2円23銭0厘

(ロ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	12銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	1円20銭3厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円20銭3厘

(ハ) 臨 時 電 力

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円26銭5厘
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	2円11銭5厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19銭2厘

(ロ) (イ)以外の場合

1 キロワット時につき	19銭2厘
-------------	-------

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）

を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの

平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合
平均燃料価格は、39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、
(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	76銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円52銭1厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3円04銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4円56銭3厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7円60銭5厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	3円80銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円27銭2厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4円54銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2円27銭2厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	12銭2厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭2厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	1円22銭5厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円22銭5厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キ
ロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基
準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円28銭8厘
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19銭6厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19銭6厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格, 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ ケーブル灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3 \text{パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0 \text{パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアン ペア)の値とい たします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200リアンペア以下	5
		200リアンペア超過 300リアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500リアンペア以下	9.5
		500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500リアンペア以下	11
		500リアンペア超過 1,000リアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド "		2
	1.5 マイクロファラッド " 3 マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ ケ イ 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯（1次電圧100ボルト）

高力率型のネオン管灯は，次の進相用コンデンサ取付容量があるものとみなします。

変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ 水 銀 灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100 "	50	9
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力	馬 力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取 付 容 量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電 動 機 定 格 出 力	馬 力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) そ の 他

(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- (ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

- (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検

針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 適用

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない場合は、法令で定める電気設備に関する技術基準、その他の関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は、次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
100ボルト	8ボルト
200ボルト	20ボルト
6,600ボルト	600ボルト(300ボルト)

（注）市街地電線路の場合は、（ ）の値を適用いたします。

(ロ) 経過地の選定

高圧または低圧の電線路の経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架

空電線路との併架，電線張替えおよび線路用電圧調整器の取付けなどのうち，技術的に困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に新設する場合は，原則として1回線といたします。

c 高圧架空電線路の併架の場合の回線数は，既設線も含めて原則として2回線以下といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は，原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。ただし，山間部，狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬および建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋コンクリート柱の施設が適当でない場合には，鉄柱，鉄塔など他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は，次表によります。

施 設 地 域	標 準 径 間
市 街 地	40メートル
そ の 他	50メートル

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは，次表を標準といたします。ただし，架空電線の回線数，装柱状況，地形，その他工作物との離隔距離などを勘案し，必要な場合はこれによらないことがあります。

装 柱	施設地域	市 街 地	そ の 他
	低 圧	10メートル	8メートル
	高 圧	10メートル	8メートル
	高 低 圧 併 架	12メートル	10メートル

(ホ) 架 線 順 位

架線順位は、原則として次のとおりといたします。

- a 電圧の高いものは、低いものの上部といたします。
- b 専用線およびこれに類するものは、一般線の上部といたします。
- c 遠距離に送電するものは、近距離に送電するものの上部といたします。

(ハ) が い し の 種 類

高圧または低圧の架空電線路のがいしは、次表のものを使用いたします。

使用箇所別		引 通 箇 所	引 留 箇 所
電 圧 別			
高 圧 線		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低 圧	低 圧 線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
		低圧がいしレスアーム用ラック	
	引 込 線	低圧バインドレスがいし	

(ト) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧の架空電線路は、技術上および当社の設備状況等を勘案し、硬銅線またはアルミより線を導体とした絶縁電線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適當と認められる場合には、他の適当な電線を使用いたします。

- b 電線の太さは、次表のとおりとし、許容電流、短絡電流限度、電圧降下、機械的強度等を考慮して適正なものを使用いたします。

電線の種類 電 圧		硬 銅 線	アルミより線
高 圧 線		200 平方ミリメートル	32, 120, 240 平方ミリメートル
低 圧	低 圧 線	5.0ミリメートル 38平方ミリメートル	32平方ミリメートル
	引 込 線	2.6, 3.2ミリメートル 14, 22, 38, 60平方ミリメートル	—————

(注) 低圧引込線のうち22平方ミリメートル以上については、軟銅線といたします。

- c 電線の許容電流は、次表によります。

(単位：アンペア)

種類および太さ		O C 線	O W 線	D V 線	
				2 芯	3 芯
硬 銅 線	2.6 ミリメートル	—	—	38	34
	3.2 〃	—	—	50	44
	5.0 〃	—	103	—	—
	14 平方ミリメートル	—	—	70	62
	22 〃	—	—	92	80
	38 〃	—	153	130	113
	60 〃	—	—	174	152
アルミより線	200 〃	605	—	—	—
	32 〃	150	109	—	—
	120 〃	310	—	—	—
	240 〃	510	—	—	—

(注) D V 線のうち22平方ミリメートル以上については、軟銅線といたします。

(チ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器は、原則として単相柱上油入変圧器を使用するものとし、負荷の種別、容量などを考慮して次表より適正なものを使用いたします。

変圧器容量 (キロボルトアンペア)	5, 10, 20, 30, 50, 100
-------------------	------------------------

(リ) 電力用変圧器の結線

低圧3相電力負荷に供給する場合は、原則として単相変圧器を2台用いてV結線により使用いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、3台用いてΔ結線により使用いたします。

(ヌ) 線路用区分開閉器の取付け

- a 高圧架空電線路の操作または保守のために、必要に応じ区分開閉器を取り付けます。
- b 区分開閉器の容量は、次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して適正なものを使用いたします。

容 量 (アンペア)	100, 200, 400, 600
------------	--------------------

(注) 100アンペアおよび200アンペアについては、在庫品のみを使用いたします。

(ル) 避雷器の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ避雷器を取り付けます。

(ロ) 架空地線の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ架空地線を取り付けます。

(リ) 線路用電圧調整器の取付け

- a 高圧配電線の電圧を適正に保持するため、技術上、経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器を使用いたします。
- b 線路用電圧調整器の容量は、次表のうちから負荷電流を考慮し適正なものを使用いたします。

容 量 (キロボルトアンペア)	1500, 2500, 3000, 3500, 4000, 4500
-----------------	------------------------------------

(注) 1,500 キロボルトアンペア, 2,500 キロボルトアンペア, 3,500 キロボルトアンペア, 4,500 キロボルトアンペアについては, 在庫品のみを使用いたします。

(カ) 特殊機器および特殊材料の使用

a 塩害等により汚損する地域には, その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。

b 雪害の多い地域には, その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。

(コ) そ の 他

高圧または低圧の架空電線路の施設は, 前記各項によるほか, 法令で定める電気設備に関する技術基準, 電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。

ハ 地 中 電 線 路

(イ) 施 設 方 法

高圧または低圧の地中電線路の施設方法は, 原則として管路式といたします。ただし, 次の場合は, 直接埋設式, 暗きょ式または開きょ式といたします。

a 直 接 埋 設 式

重量車両が通ることなく, かつ, 再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗 き ょ 式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

c 開 き ょ 式

発電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

(ロ) 回 線 数

高圧または低圧の地中電線路を単独に新設する場合は, 原則として1回線といたします。

(ハ) ケーブルの種類および太さ

- a 高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルは，C V ケーブルを標準といたします。
- b ケーブルの太さは，次表のとおりとし許容電流，短時間許容電流および電圧降下等を考慮して適正なものを使用いたします。

電 圧 別	ケーブルの太さ（平方ミリメートル）
低 圧	8, 14, 38, 60, 100, 150, 250
高 圧	60, 100, 150, 250, 400, 600

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

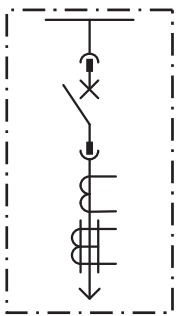
(3) 変 電 設 備

イ 通 則

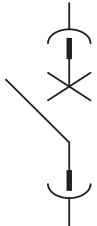
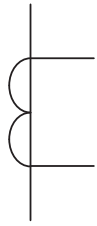
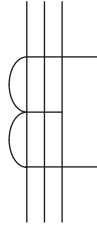
電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 方 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公 称 電 圧 (キロボルト)	結 線 図	機 器 名	取 付 台 数
6.6		配 電 箱 し や 断 器 変 流 器 零 相 変 流 器 配 電 盤	1 個 1 台 2 台 1 台 1 面

配电箱
に内蔵

	引出型しゃ断器	変流器	零相変流器
凡例			

ハ し や 断 器

- (イ) しゃ断器は、現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して、次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)
6.6	7.2	600, 1200	12.5, 20, 25, 31.5, 40

- (ロ) 将来の系統構成は、10年程度を目標といたします。

ニ 変 流 器

変流器の定格は、次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格 1 次電流 (アンペア)	定格 2 次電流 (アンペア)	形 式
6.6	6.9	200～800	5	モールド形

	穴 径 (平方ミリメートル)	定格零相 1 次電流 (リアンペア)	定格零相 2 次電流 (リアンペア)	形 式
零相変流器	120, 150, 160	200	1.5	貫 通 形

ホ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電圧計，電力計

または無効電力量計等を取り付けます。

へ 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は、自動的に電路をしゃ断するものとし、保護装置として次のものを施設いたします。

(イ) 短絡保護継電器

(ロ) 地絡保護継電器

なお、電線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令第25条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 工事費負担金の算出根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

平成28年11月18日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）による地方税法の改正を受け、このたび、当社は、消費税率の引き上げによる新たな料金率等を設定すべく、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

この消費税率の引き上げによる新たな料金率等の設定については、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第6項に規定された「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」に該当することから、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、ここに平成28年1月13日届出の特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容 および新旧料金率比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第８５号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第８６号）による地方税法の改正にともない、消費税率の引き上げに必要となる変更を行いました。

新旧料金率比較表

(電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	料 金 率	区 分		単 位	料 金 率
定 額 電 灯	需要家料金		円 銭	定 額 電 灯	需要家料金		円 銭
	1 契 約		70.20		1 契 約		71.50
	電 灯 料 金				電 灯 料 金		
	10Wまで		93.96		10Wまで		95.70
	20Wまで		141.48		20Wまで		144.10
	40Wまで		236.52		40Wまで		240.90
	60Wまで		331.56		60Wまで		337.70
	100Wまで		520.56		100Wまで		530.20
	100W超過50W				100W超過50W		
	までごとに		260.28		までごとに		265.10
灯	小型機器料金			灯	小型機器料金		
	50V Aまでの機器		244.08		50V Aまでの機器		248.60
	100V Aまでの機器		380.16		100V Aまでの機器		387.20
	100V A超過50V A				100V A超過50V A		
従 量 電 灯	A	最 低 料 金		従 量 電 灯	A	最 低 料 金	
		最初の11kWhまで	403.92			最初の11kWhまで	411.40
		電力量料金				電力量料金	
		11kWh超過				11kWh超過	
		120kWhまで	20.00			120kWhまで	20.37
	B	120kWh超過			B	120kWh超過	
		300kWhまで	26.50			300kWhまで	26.99
		300kWh超過分	29.95			300kWh超過分	30.50
		基 本 料 金	367.20			基 本 料 金	374.00
		電力量料金				電力量料金	
臨 時 電 灯	A	最初の120kWhまで	16.66	臨 時 電 灯	A	最初の120kWhまで	16.97
		120kWh超過				120kWh超過	
		300kWhまで	22.09			300kWhまで	22.50
		300kWh超過分	24.96			300kWh超過分	25.42
		50V Aまで1日につき	7.56			50V Aまで1日につき	7.70
		100V Aまで	15.12			100V Aまで	15.40
		200V Aまで	30.24			200V Aまで	30.80
		300V Aまで	45.36			300V Aまで	46.20
		400V Aまで	60.48			400V Aまで	61.60
	B	500V Aまで	75.60		B	500V Aまで	77.00
		1kV Aまで	151.20			1kV Aまで	154.00
		2kV Aまで	302.40			2kV Aまで	308.00
電 灯	C	3kV Aまで	453.60	電 灯	C	3kV Aまで	462.00
		最 低 料 金				最 低 料 金	
		最初の11kWhまで	564.84			最初の11kWhまで	575.30
	C	電力量料金			C	電力量料金	
		11kWh超過分	32.94			11kWh超過分	33.55
電 灯	C	基 本 料 金	405.00	電 灯	C	基 本 料 金	412.50
		電力量料金	27.45			電力量料金	27.96

現 行 料 金					改 定 料 金				
区 分			単 位	料 金 率	区 分			単 位	料 金 率
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契 約	円 銭 64.80	公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契 約	円 銭 66.00
		電 灯 料 金					電 灯 料 金		
		10Wまで	1 灯	90.72			10Wまで	1 灯	92.40
		20Wまで	〃	137.16			20Wまで	〃	139.70
		40Wまで	〃	228.96			40Wまで	〃	233.20
		60Wまで	〃	320.76			60Wまで	〃	326.70
		100Wまで	〃	503.28			100Wまで	〃	512.60
		100W超過50W までごとに	〃	251.64			100W超過50W までごとに	〃	256.30
	B	小型機器料金				B	小型機器料金		
		50VAまでの機器	1 機 器	235.44			50VAまでの機器	1 機 器	239.80
		100VAまでの機器	〃	367.20			100VAまでの機器	〃	374.00
		100VA超過50VA までごとに	〃	183.60			100VA超過50VA までごとに	〃	187.00
灯	C	最 低 料 金			灯	C	最 低 料 金		
		最初の11kWhまで	1 契 約	374.76			最初の11kWhまで	1 契 約	381.70
路	B	電力量料金			路	B	電力量料金		
		11kWh超過分	1 k W h	19.42			11kWh超過分	1 k W h	19.78
街	C	基 本 料 金	1 k V A	329.40	街	C	基 本 料 金	1 k V A	335.50
		電力量料金	1 k W h	16.75			電力量料金	1 k W h	17.06

注. 現行料金および改定料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

新旧料金率比較表

(電 灯 分)

(附則 8 [消費税法の改正にともなう経過措置])

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	料 金 率	区 分		単位	料 金 率
定 額 電 灯	需要家料金		1 契 約	需要家料金		1 契 約	70.20
	電 灯 料 金			電 灯 料 金			
	10Wまで		1 灯	10Wまで		1 灯	93.96
	20Wまで		〃	20Wまで		〃	141.48
	40Wまで		〃	40Wまで		〃	236.52
	60Wまで		〃	60Wまで		〃	331.56
	100Wまで		〃	100Wまで		〃	520.56
	100W超過50W		〃	100W超過50W		〃	
	までごとに		〃	までごとに		〃	260.28
	小型機器料金			小型機器料金			
50V Aまでの機器		1 機 器	50V Aまでの機器		1 機 器	244.08	
100V Aまでの機器		〃	100V Aまでの機器		〃	380.16	
100V A超過50V A		〃	100V A超過50V A		〃		
までごとに		〃	までごとに		〃	190.08	
従 量 電 灯	A	最 低 料 金		A	最 低 料 金		
		最初の11kWhまで	1 契 約		最初の11kWhまで	1 契 約	403.92
		電力量料金			電力量料金		
		11kWh超過			11kWh超過		
		120kWhまで	1 kWh		120kWhまで	1 kWh	20.00
	B	120kWh超過	〃	120kWh超過	〃	26.50	
		300kWhまで	〃	300kWhまで	〃	29.95	
		300kWh超過分	〃	300kWh超過分	〃		
		基 本 料 金	1 k V A	基 本 料 金	1 k V A	367.20	
		電力量料金		電力量料金			
灯	最初の120kWhまで	1 kWh	灯	最初の120kWhまで	1 kWh	16.66	
	120kWh超過	〃		120kWh超過	〃	22.09	
	300kWhまで	〃		300kWhまで	〃	24.96	
	300kWh超過分	〃		300kWh超過分	〃		
臨 時 電 灯	A	50V Aまで1日につき	1 契 約	A	50V Aまで1日につき	1 契 約	7.56
		100V Aまで	〃		100V Aまで	〃	15.12
		200V Aまで	〃		200V Aまで	〃	30.24
		300V Aまで	〃		300V Aまで	〃	45.36
		400V Aまで	〃		400V Aまで	〃	60.48
		500V Aまで	〃		500V Aまで	〃	75.60
		1kV Aまで	〃		1kV Aまで	〃	151.20
		2kV Aまで	〃		2kV Aまで	〃	302.40
		3kV Aまで	〃		3kV Aまで	〃	453.60
	B	最 低 料 金		B	最 低 料 金		
最初の11kWhまで		1 契 約	最初の11kWhまで		1 契 約	564.84	
電力量料金			電力量料金				
11kWh超過分		1 kWh	11kWh超過分		1 kWh	32.94	
C	基 本 料 金	1 k V A	C	基 本 料 金	1 k V A	405.00	
	電力量料金	1 kWh		電力量料金	1 kWh	27.45	

現 行 料 金					改 定 料 金					
区 分			単位	料 金 率	区 分			単位	料 金 率	
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金 電 灯 料 金	1 契 約	円 銭	公 衆 街 路 灯	A	需要家料金 電 灯 料 金	1 契 約	64.80	
		10Wまで	1 灯				10Wまで	1 灯	90.72	
		20Wまで	〃				20Wまで	〃	137.16	
		40Wまで	〃				40Wまで	〃	228.96	
		60Wまで	〃				60Wまで	〃	320.76	
		100Wまで	〃				100Wまで	〃	503.28	
		100W超過50W までごとに	〃				100W超過50W までごとに	〃	251.64	
		小型機器料金	1 機 器			小型機器料金	1 機 器			
		50VAまでの機器				50VAまでの機器				235.44
		100VAまでの機器				100VAまでの機器				367.20
	100VA超過50VA までごとに	〃		100VA超過50VA までごとに	〃	183.60				
灯	B	最 低 料 金 最初の11kWhまで 電力量料金	1 契 約		路 灯	B	最 低 料 金 最初の11kWhまで 電力量料金	1 契 約	374.76	
		11kWh超過分	1 kWh				11kWh超過分	1 kWh	19.42	
	C	基 本 料 金 電力量料金	1 kVA 1 kWh			C	基 本 料 金 電力量料金	1 kVA 1 kWh	329.40 16.75	

注. 現行料金および改定料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

新旧料金率比較表

(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	料 金 率	区 分		単位	料 金 率
低 圧 電 力			円 銭	低 圧 電 力			円 銭
	基 本 料 金	1 k W	1,096.20		基 本 料 金	1 k W	1,116.50
	電力量料金				電力量料金		
	夏 季 料 金	1 k W h	15.51		夏 季 料 金	1 k W h	15.80
	その他季料金	"	14.09		その他季料金	"	14.36
臨 時	定額制供給 1日につき	1 k W	160.92	臨 時	定額制供給 1日につき	1 k W	163.90
	電 従量制供給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し			電 従量制供給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し	
農 事	(かんがい排水用)			農 事	(かんがい排水用)		
	基 本 料 金	1 k W	734.40		基 本 料 金	1 k W	748.00
	電力量料金				電力量料金		
	夏 季 料 金	1 k W h	11.48		夏 季 料 金	1 k W h	11.69
	その他季料金	"	10.43		その他季料金	"	10.63
用 電 力	(脱穀調整用) 〔 附 則 〕 毎年最初の30日まで			用 電 力	(脱穀調整用) 〔 附 則 〕 毎年最初の30日まで		
	0.5 k W		3,778.92		0.5 k W		3,848.90
	1 k W		5,382.72		1 k W		5,482.40
	2 k W		8,547.12		2 k W		8,705.40
	3 k W		11,730.96		3 k W		11,948.20
	3 k W超過 1 k W増すごとに		3,060.72		3 k W超過 1 k W増すごとに		3,117.40
	30日をこえる 1日につき				30日をこえる 1日につき		
	0.5 k W		29.16		0.5 k W		29.70
	1 k W		44.28		1 k W		45.10
	2 k W		96.12		2 k W		97.90
	3 k W		145.80		3 k W		148.50
	3 k W超過 1 k W増すごとに		52.92		3 k W超過 1 k W増すごとに		53.90

注．現行料金および改定料金の「料金率」は，燃料費調整単価を含まない。

新旧料金率比較表

(電 力 分)

(附則 8 「消費税法の改正にともなう経過措置」)

現 行 料 金				新 設 料 金			
区 分		単 位	料 金 率	区 分		単 位	料 金 率
低 圧 電 力	基 本 料 金	1 k W	円 銭	低 圧 電 力	基 本 料 金	1 k W	1,096.20
	電力量料金			低 圧 電 力	電力量料金		
	夏 季 料 金	1 k W h		低 圧 電 力	夏 季 料 金	1 k W h	15.51
	その他季料金	"		低 圧 電 力	その他季料金	"	14.09
臨 時 電 力	定額制供給 1 日につき	1 k W		臨 時 電 力	定額制供給 1 日につき	1 k W	160.92
	従量制供給			電 力	従量制供給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し	
農 事 用 電 力	(かんがい排水用) 基 本 料 金	1 k W		農 事 用 電 力	(かんがい排水用) 基 本 料 金	1 k W	734.40
	電力量料金			農 事 用 電 力	電力量料金		
	夏 季 料 金	1 k W h			夏 季 料 金	1 k W h	11.48
	その他季料金	"			その他季料金	"	10.43
用 電 力	(脱穀調整用) 〔 附 則 〕 毎年最初の30日まで			用 電 力	(脱穀調整用) 〔 附 則 〕 毎年最初の30日まで		
	0.5 k W			用 電 力	0.5 k W		3,778.92
	1 k W				1 k W		5,382.72
	2 k W				2 k W		8,547.12
	3 k W				3 k W		11,730.96
	3 k W超過				3 k W超過		
	1 k W増すごとに				1 k W増すごとに		3,060.72
力	30日をこえる 1 日につき			力	30日をこえる 1 日につき		
	0.5 k W			力	0.5 k W		29.16
	1 k W				1 k W		44.28
	2 k W				2 k W		96.12
	3 k W				3 k W		145.80
	3 k W超過				3 k W超過		
	1 k W増すごとに				1 k W増すごとに		52.92

注. 新設料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	基準単価 円 銭厘	区 分	単位	基準単価 円 銭厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯			イ. 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯		
10 W まで	1 灯	0.746	10 W まで	1 灯	0.760
20 W まで	"	1.494	20 W まで	"	1.521
40 W まで	"	2.986	40 W まで	"	3.042
60 W まで	"	4.480	60 W まで	"	4.563
100 W まで	"	7.467	100 W まで	"	7.605
100 W 超過 50 W までごとに	"	3.734	100 W 超過 50 W までごとに	"	3.803
小型機器			小型機器		
50 V A までの機器	1 機 器	2.230	50 V A までの機器	1 機 器	2.272
100 V A までの機器	"	4.460	100 V A までの機器	"	4.543
100 V A 超過 50 V A までごとに	"	2.230	100 V A 超過 50 V A までごとに	"	2.272
ロ. 臨時電灯 A			ロ. 臨時電灯 A		
50 V A まで 1 日につき	1 契 約	0.060	50 V A まで 1 日につき	1 契 約	0.062
100 V A まで 1 日につき	"	0.120	100 V A まで 1 日につき	"	0.122
100 V A 超過 500 V A まで			100 V A 超過 500 V A まで		
100 V A までごとに 1 日につき	"	0.120	100 V A までごとに 1 日につき	"	0.122
500 V A 超過 1 k V A まで			500 V A 超過 1 k V A まで		
1 日につき	"	1.203	1 日につき	"	1.225
1 k V A 超過 3 k V A まで			1 k V A 超過 3 k V A まで		
1 k V A までごとに 1 日につき	"	1.203	1 k V A までごとに 1 日につき	"	1.225
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1 日につき	1 k W	1.265	1 日につき	1 k W	1.288
ニ. 農事用電力（脱穀調整用） 〔 附 則 〕			ニ. 農事用電力（脱穀調整用） 〔 附 則 〕		
1 日につき			1 日につき		
0.5 k W	1 契 約	0.316	0.5 k W	1 契 約	0.322
1 k W	"	0.632	1 k W	"	0.644
2 k W	"	1.265	2 k W	"	1.288
3 k W	"	1.896	3 k W	"	1.932
3 k W 超過 1 k W 増すごとに	"	0.632	3 k W 超過 1 k W 増すごとに	"	0.644
(2) 従量制供給			(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B			イ. 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金			最低料金		
最初の 11 k W h まで	1 契 約	2.115	最初の 11 k W h まで	1 契 約	2.154
電力量料金			電力量料金		
11 k W h 超過分	1 k W h	0.192	11 k W h 超過分	1 k W h	0.196
ロ. イ以外の場合	1 k W h	0.192	ロ. イ以外の場合	1 k W h	0.196

燃料費調整基準単価比較表

(附則 8 「消費税法の改正にともなう経過措置」)

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	基準単価 円 銭厘	区 分	単位	基準単価 円 銭厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯			イ. 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯		
10 W まで	1 灯		10 W まで	1 灯	0.746
20 W まで	"		20 W まで	"	1.494
40 W まで	"		40 W まで	"	2.986
60 W まで	"		60 W まで	"	4.480
100 W まで	"		100 W まで	"	7.467
100 W 超過 50 W までごとに	"		100 W 超過 50 W までごとに	"	3.734
小型機器			小型機器		
50 V A までの機器	1 機 器		50 V A までの機器	1 機 器	2.230
100 V A までの機器	"		100 V A までの機器	"	4.460
100 V A 超過 50 V A までごとに	"		100 V A 超過 50 V A までごとに	"	2.230
ロ. 臨時電灯 A			ロ. 臨時電灯 A		
50 V A まで 1 日につき	1 契 約		50 V A まで 1 日につき	1 契 約	0.060
100 V A まで 1 日につき	"		100 V A まで 1 日につき	"	0.120
100 V A 超過 500 V A まで			100 V A 超過 500 V A まで		
100 V A までごとに 1 日につき	"		100 V A までごとに 1 日につき	"	0.120
500 V A 超過 1 k V A まで			500 V A 超過 1 k V A まで		
1 日につき	"		1 日につき	"	1.203
1 k V A 超過 3 k V A まで			1 k V A 超過 3 k V A まで		
1 k V A までごとに 1 日につき	"		1 k V A までごとに 1 日につき	"	1.203
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1 日につき	1 k W		1 日につき	1 k W	1.265
ニ. 農事用電力 (脱穀調整用) 〔 附 則 〕			ニ. 農事用電力 (脱穀調整用) 〔 附 則 〕		
1 日につき			1 日につき		
0.5 k W	1 契 約		0.5 k W	1 契 約	0.316
1 k W	"		1 k W	"	0.632
2 k W	"		2 k W	"	1.265
3 k W	"		3 k W	"	1.896
3 k W 超過 1 k W 増すごとに	"		3 k W 超過 1 k W 増すごとに	"	0.632
(2) 従量制供給			(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金			イ. 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
最初の 11 k W h まで	1 契 約		最初の 11 k W h まで	1 契 約	2.115
電力量料金			電力量料金		
11 k W h 超過分	1 k W h		11 k W h 超過分	1 k W h	0.192
ロ. イ以外の場合	1 k W h		ロ. イ以外の場合	1 k W h	0.192

工事費負担金金額比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	金額 円 銭	区 分	単位	金額 円 銭
一般供給設備の工事費負担金			一般供給設備の工事費負担金		
架空配電設備の場合 超過こう長	1 m	3,348.00	架空配電設備の場合 超過こう長	1 m	3,410.00
地中配電設備の場合 超過こう長	〃	26,784.00	地中配電設備の場合 超過こう長	〃	27,280.00

3 工事費負担金の算出根拠

工事費負担金の算出根拠

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第８５号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成２８年法律第８６号）による地方税法の改正にもとづく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。